



あなたの意見を一票に！

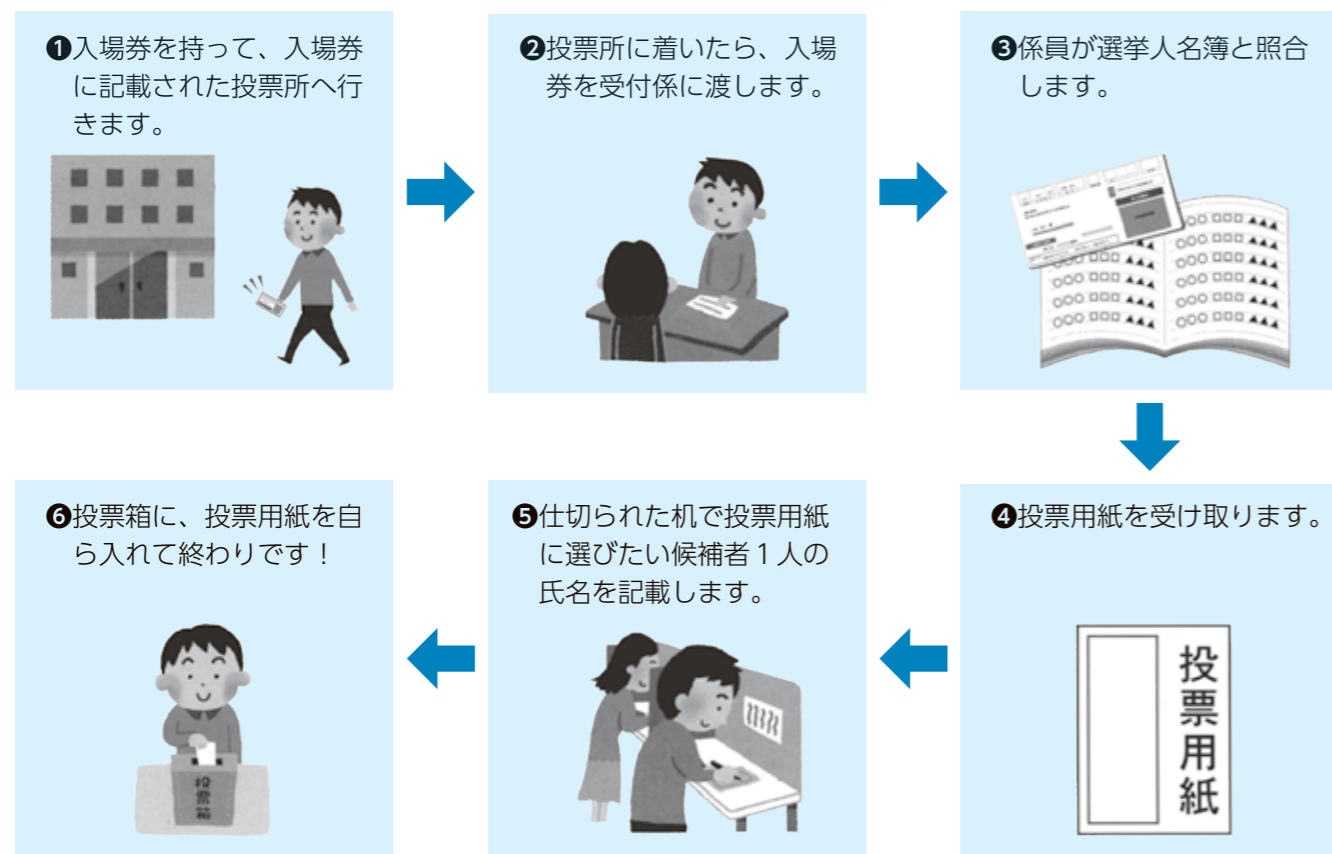
18歳未満の子どもも、一緒に投票所に入ることができます。

どこで投票するの？

お住まいの行政区により、投票所が異なります。入場券に記載してある投票区・投票所をよく確認しましょう。また、終了時刻間際は、混み合うことがあります。投票はなるべく早めに済ませましょう。
※は、前回選挙と投票所の場所が変更になったところです。

第1区投票所	台自治会館	第10区投票所	高萩公民館(※)
第2区投票所	高麗公民館	第11区投票所	大谷沢区公会堂(※)
第3区投票所	総合福祉センター(研修室)	第12区投票所	日高団地自治会館
第4区投票所	日高市役所	第13区投票所	日高団地ふれあい会館
第5区投票所	高麗川区公会堂	第14区投票所	高根小学校(児童室)
第6区投票所	原宿区公会堂	第15区投票所	高麗川南公民館
第7区投票所	生涯学習センター	第16区投票所	こま武蔵台自治会館
第8区投票所	高萩北公民館	第17区投票所	武蔵台公民館
第9区投票所	高萩第三区公会堂	第18区投票所	横手台自治会館

投票はどうやってするの？



お知らせ 埼玉県議会議員一般選挙

問い合わせ 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎989-2111

投票日 4月9日(日) **投票時間** 午前7時～午後8時

■投票できる人

- 平成17年4月10日までに生まれ、令和4年12月30日までに日高市に住居登録をして、投票日まで引き続き市の住民基本台帳に記載されている人
 - 日高市の選挙人名簿登録者のうち、令和4年12月9日以降、埼玉県内の他の市町村へ転出した人で、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人
- ※選挙権があっても、市の選挙人名簿に登録されていない人は投票することができません。また、市の選挙人名簿に登録されていても、特別の事情で選挙権を失った人などは投票することができませんので、ご注意ください。

■代理投票・点字投票

体が不自由な人や自分で字を書くことができない人は、係員が本人に代わって記載する代理投票ができます。また、目の不自由な人は点字による投票ができます。いずれの場合も投票所で係員に申し出てください。

■選挙公報

投票日の2日前までに新聞朝刊(スポーツ紙を除く)に折り込み、配布します。新聞を購読していない人は、市役所、各公民館、生涯学習センター、総合福祉センター「高麗の郷」に用意してあります。また、市ホームページにも掲載しますので、ご利用ください。

■公営ポスター掲示場

市内に133か所のポスター掲示場を設置します。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの用事で、投票所へ行けない人は、期日前投票をご利用ください。

日時 4月1日(土)～8日(土)

午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階ロビー

持ち物 投票所入場券または写真付きの本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

投票手続き 「宣誓書」の記入が必要です。投票所入場券の裏側の「宣誓書」に記入し、お越しください。

■郵送による不在者投票

体に重度の障がいのある人は、自宅等において投票し、これを郵送する郵便投票ができますが、投票には「郵便等投票証明書」が必要です。この証明書の交付申請手続きは、お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、投票日の4日前(4月5日(水))までに証明書を提示し、投票用紙を市選挙管理委員会に請求してください。

対象

身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、両下肢、体幹、移動機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫等の障がいの程度が重度の人、また、要介護状態区分が「要介護5」の人

代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる人のうち、上肢または視覚の障がいの程度が重度の人などの場合、事前に選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する記載をさせることができます。なお、代理記載の方法により投票を行うには、「郵便等投票証明書」のほかに、「代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続」と、「代理記載人となるべき人の届出の手続」が必要です。お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

開票

日時 4月9日(日) 午後9時から

場所 文化体育館「ひだかアリーナ」

速報および結果 投・開票速報

および結果は、市ホームページおよび広報ひだかでお知らせします。



※3月31日(金)の告示日に複数の立候補者がいなかった場合は、無投票となります。無投票となった場合は、市ホームページ、広報塔(防災行政無線)でお知らせするほか、公営ポスター掲示場に掲示します。